上下水道の手続きはお早めに

これから就職や進学などで引越する人が多くなります。上下水道の開始や中止の手続きはお早めにお願いします。なお、電話での受付はしていませんのでご注意ください。

市ホームページ内、水道のページ（「知立　水道」で検索）にも掲載されていますので、ご覧ください。

▶問合せ　水道課　料金企画係（☎95－0132）

上下水道の開始・中止申請方法　※希望する日の必ず3日前までに申請をお願いします。

① 市役所またはリリオ出張所窓口での申請

・市役所2階水道課⑪　窓口（業務時間　平日8：30～17：15）

・リリオ出張所（木曜日を除く平日9：00～20：00、土・日曜日・祝日9：00～17：00）

※リリオ出張所は取次ぎ業務のみです。問合せは水道課へ業務時間内にお願いします。

② FAXによる申請

専用の申請書をFAXで送信していただく方法です。申請書は、市ホームページトップにある引越しのバナーから「水道や下水道に関する手続（開始や中止）」からダウンロード可能です。また、水道課へ業務時間内に電話いただければ申請書を送付します。

③ あいち電子申請・届出システム（インターネットからの申込み）による申請

詳しくは「あいち電子申請・届出システム」ホームページをご覧ください。

（市ホームページからリンクしています。）

※電話による申請は行っていませんのでご注意ください。

※使用者本人からの申請ができない場合、代理（会社・家族等）申請も可能です。

※使用者の名義変更も①～③のいずれかでお願いします。

水道料金・下水道使用料の納入方法

①、②いずれかの方法で納入してください。途中での切り替えも可能です。

① 口座からの引落し　※検針した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）

以下の金融機関の口座（一部除く）であれば可能です。

三菱東京UFJ銀行・愛知銀行・中京銀行・名古屋銀行・三重銀行・碧海信用金庫・岡崎信用金庫・豊田信用金庫・西尾信用金庫・愛知県中央信用組合・あいち中央農業協同組合・ゆうちょ銀行

※クレジットカードからの引落しはできません。

※用紙は、水道課または上記金融機関の市内店舗窓口（一部除く）にありますので、通帳とお届け印、検針票（お手元にある場合）を持参のうえお申込みください。

※郵送による申請も可能ですので、用紙を水道課まで請求してください。

※口座からの引落しの場合、引落し開始まで1か月程度時間がかかることがあります。

② 納付書払い　※検針した月の月末に納入通知書（ハガキ）を送付します。

次の場所で納入してください。

上記金融機関の窓口（一部除く）・納入通知書に記載のあるコンビニエンスストア・市役所（1階金融機関窓口または2階水道課）・リリオ出張所

※納入期限を過ぎたものは利用できない場合がありますので、期限内に納入してください。

高浜市民ムービー「タカハマ物語」上映会を行います

子どもたちを中心に高浜市民の手でつくった青春映画「タカハマ物語」を知立で上映します。

映画監督堤幸彦氏の監修。当日は製作に携わった子どもたちによる舞台挨拶もあります。

熱く輝く高浜の若いエネルギーをスクリーンから感じ取ってください。

▼とき　3月30日(日)　午後2時～4時

▼ところ　中央公民館　大会議室

▼入場料　無料

▼問合せ　高浜市役所　文化スポーツグループ（☎(52)1111）